

神奈川県寄附金返礼事業者募集要領

1 目的

神奈川県（以下「県」という。）へ寄附していただいた方へ感謝の意を表するため、県内で行われる体験型ツアー等の参加券や、県産品のギフトセットを返礼品として提供していただく「寄附金返礼事業者」（以下「返礼事業者」という。）を募集します。

2 返礼事業者の要件

返礼事業者は、次に掲げる要件を全て満たす必要があります。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定（契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者）に該当しない者であること。
- (2) 県が措置する指名停止期間中の者でないこと。
- (3) この要領に示す業務を履行する能力を有すること。
- (4) 各種法令規則等に沿った生産・製造・販売・サービスの提供等を行っていること。
- (5) 会社更生法、民事再生法に基づき更生又は再生手続をしていないこと。
- (6) 最近1年間の法人県民税、法人事業税、消費税及び地方消費税を完納していること。
- (7) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）でないこと。
- (8) 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下同じ。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にないこと。
- (9) 暴力団の構成員又は暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者を役員に含まないこと。
- (10) 返礼品の受発注及び納品の管理等のため、インターネットに接続されたパソコンを有し、県が指定する「ふるさと納税管理業務受託者」（以下「事務局」という。）が提供するシステムを利用した受発注管理が可能であること。
- (11) 事務局との間で、返礼品提供に係る契約を両者間で締結し、その契約内容を確実に履行できること。

3 対象となる返礼品

(1) 返礼品の内容

平成31年4月1日付け総務省告示第179号の内容を遵守し、ふるさと納税の趣旨を踏まえた返礼品であること。

ア 県内で行われる体験型ツアー等の参加券

(ア) 乗り物乗車券（ロープウェイ、観光船、人力車、クルージング、レ

ンタカー等)

(イ) アクティビティの参加券(サーフィン、シーカヤック、乗馬、陶芸等)

(ウ) 観光施設等の利用券(博物館、美術館、水族館、遊園地、左記の施設のバックヤードツアー、日帰り入浴等)

(エ) 宿泊施設の宿泊券

※ 宿泊施設においては、県内に所在する宿泊施設であり、県内においてのみ宿泊施設の運営を行う者が運営するもの。(フランチャイズチェーン等の方式により、県外に所在する宿泊施設のブランド名に関するものを除く。)なお、宿泊に係る費用が、一人一泊5万円以下の宿泊は除く。

(オ) 「ME-BYO BRAND」などに認定された未病サービス・商品に関する利用券(未病を見える化する検診サービスの利用券、未病の改善につながるトレーニングや健康づくりプログラムの体験利用券、未病関連商品の体験利用券等)

※ 未病の見える化とは、個人の現在の未病状態や将来の疾病リスクを数値化するものです。

※ 未病を改善するとは、心身の状態の変化の中で、特定の疾患の予防にとどまらず、心身をより健康な状態に近づけていくことです。

※ 「ME-BYO BRAND」については県政策局いのち・未来戦略本部室にお問合せください。

(カ) (ア) から (オ) のいずれかを組み合わせたセット(パッケージ型の旅行券等を含む)

(※) 利用にあたっての申請方法等が確立し、寄附者との調整が十分に行える体制が整っていること。

(※) 体験型ツアー内容の開示が可能であること。

(※) 全国各地で同様の内容が提供されるものなど、神奈川県との関連性が希薄なものは返礼品とする事はできません。

(※) 提供していただく体験型ツアー等の参加券については、必ず、本県へ寄附していただいた方へ感謝の意を表すためのものであることを、寄附者に送付する参加券に明記すること。

イ 県産品のギフトセットのうち、次に掲げる要件を全て満たすもの

(ア) 県内で生産された物品のうち、県の観光の魅力を発信する要素を有する物品(加工食品、農林水産品、工芸品等)であること。

(イ) 2以上の市町村で生産された物品のセットであること。

(ウ) セットを構成する物品のうち、最低1つは「かながわの名産100選」に選定された物品、または「神奈川県指定銘菓」に指定された菓子であること。

(エ) 返礼品が食品である場合、食品表示法等各種関係法令を遵守し、産地を適正に表示すること。

(オ) 平成31年4月1日付け総務省告示第179号第5条1から4のいずれ

かを証明できること。

- (カ) 商品情報の開示が可能であること。
- (キ) 自ら生産・製造したものではない場合は、県の返礼品とすることについて事前に生産者・製造者の同意を得ていること。
- (ク) キャラクター等を使用する場合で、返礼品提供事業者以外の第三者が著作権等の権利を有する場合には、権利者の許諾を得ていること。
- (ケ) 県が求める場合に、返礼品のサンプルを提供できること（原則として無償）。
- (コ) 主に業として提供している物品であって、個人が私的に提供するものでないこと。
- (サ) 県内における工程が製品の企画提案やその他製品に実質的な変更を加えるものでない工程である場合には、製品の製造事業者により、製品の価値の過半が県内で生じている旨の証明を提出できること。
- (シ) 平成31年4月1日付け総務省告示第179号第5条2または3に該当する場合、次のいずれかをふるさと納税ポータルサイト上に明記できること。
 - a 県内において、ギフトセット返礼品の原材料の主要な部分が生産されたことを記載すること。
 - ※ 主要な部分とは、当該原材料を用いて作られる加工品等の重量や付加価値のうち、半分以上を一定程度以上上回る割合が当該原材料によるものであることなどにより判断する。
 - b 県内において、ギフトセット返礼品の製造、加工その他の工程のうち、主要な部分を行うことにより相応の付加価値が生じていることを記載すること。
 - ※ 主要な部分とは、当該工程を経て完成した加工品等の重量や付加価値のうち、半分以上を一定程度以上上回る割合が当該工程によるものであることなどにより判断する。

(2) 返礼品の価格及び寄附金額の決定

- ア 返礼品の価格は1,500円以上、150,000円以下とし、梱包に係る費用及び消費税を含めた価格とします。（送料は返礼品の価格に含みません。）
- イ 寄附金額は返礼品の価格に3分の10を乗じて得た額（1,000円未満切り上げ）を基本とし、募集費用の総額が寄附額の5割以下となるよう県が決定します。

要冷蔵、冷凍、配送事業者の規格を超える返礼品については、送料が通常より高くなるため、上記の基準どおりに寄附額を設定しない場合があります。

(3) 返礼品の提供等

- ア (1) アの体験型ツアー等の参加券については、原則として参加券等

の発行または発送から6ヵ月以上の利用期限を設けるものとします。

イ (1) イのギフトセットについては、次のとおり取扱います。

(ア) 食品については、発送日から消費期限までに一定以上の期間を有していることとします。

(イ) 返礼事業者が取りまとめの上、セットを構成する各物品の生産者等（以下「物品生産者等」という。）から個別に寄附者へ直送することも可能とします。

(ウ) セットを構成する物品を複数回に分けて長期間にわたり寄附者に送ることも可能とします。

なお、送付する期間については寄附者への初回の送付日から1年を限度とします。

ウ 返礼事業者は、本要領の返礼事業者が遵守すべき事項を、物品生産者等の返礼品の提供業務に携わる事業者（配送事業者を除く）に対し、同じく遵守させるようにしてください。

(4) 返礼品の再発送

寄附者から、返礼品の品質等に関する苦情や申入れにより返礼品の回収及び再配送を行った場合にかかる費用は、返礼事業者の負担とします。ただし、配送事業者の瑕疵による場合はこの限りではありません。

(5) 返礼品の変更等

返礼事業者は、寄附者の都合による返礼品の変更や利用期限の延長の希望があったときは、原則として変更や延長には応じないでください。（変更や延長に応じた場合、変更や延長に係る費用はお支払いできません。）

4 事業の流れ

寄附を受けてから支払いまでの仕組み図



(1) 返礼事業者は、事務局からの発注により、速やかに寄附者へ返礼品を発送してください。

(2) 体験型ツアー及びギフトセット返礼品を送付する際、「お礼状（様式1）」を同封してください。

(3) 返礼品等の代金については、振込手数料を差し引いた金額を事務局から、

お支払いします。

＜参考＞ 返礼事業者等のメリット

(1) 返礼事業者及び返礼品を県がPR

県と契約したふるさと納税ポータルサイトや県が作成・配布するPRパンフレット等を通して、返礼事業者及び返礼品をPRできます。

(注) 県が作成するパンフレット等の掲載内容については、事前に返礼事業者を確認します(掲載位置は県で決定します。)

(2) 自社商品の販売促進・PR

返礼品発送時に、自社商品のパンフレット等(以下「パンフレット」という。)を同封していただくことで、自社商品のPRができます。

なお、物品生産者等もパンフレット同封によるPRを可能とします。

(注) 返礼事業者等によるパンフレットの送付は、返礼品発送時の同封に限らせていただきます。ただし、返礼品を発送後、寄附者よりパンフレットの送付依頼があった場合は、この限りではありません。

5 申請方法

(1) 申請期間

随時受付を行っています。

(2) 提出書類

ア 神奈川県寄附金返礼事業者登録申請書(様式2)

イ 直近3か月の事業実績(任意形式)

ウ 事業を行う上で必要となる許可等がある場合、当該許可証等の写し

エ 提供を予定する返礼品の内容がわかる資料(ホームページの写し、パンフレット等)

オ その他県が求める資料

(3) ふるさと納税ポータルサイト掲載までの流れ

ア 「8 申請・問合せ先」へ電話連絡の上、「(2) 提出書類」で示す書類を県が別途案内するメールアドレスへ電子メールで送付してください。

イ 県は、申請事業者から提出された書類を審査の上、特段の問題がなければ返礼事業者として登録し、その結果を「神奈川県寄附金返礼事業者登録決定書(様式3)」により通知します。

ウ 登録決定の通知を受けた返礼事業者は、事務局と売買契約を締結するとともに、事務局の案内に従い専用の申請フォームから返礼品の登録申請を行ってください。

エ 本県及び総務省による審査により、本要領が定める基準及び地場産品基準を当該返礼品が満たしていることが確認でき次第、ふるさと納税ポータルサイトへの掲載を開始します。

オ 返礼品の登録を受けた返礼事業者または物品生産者等は、地場産品基準や食品表示法において遵守すべき事項が記載された書類を返礼品ごとに整備・保存しなければなりません。

(4) 返礼事業者登録内容の変更・廃止

ア 返礼事業者の名称、所在地、代表者名、提供を予定する返礼品の分類に変更があった場合や廃止する場合は、「神奈川県寄附金返礼事業者登録変更・廃止届（様式4）」を速やかに県に提出してください。

提供を予定する返礼品の分類を変更する場合は、「（2）提出書類イ～オ」を併せて提出してください。

イ 返礼品については、事務局の案内に従い変更の申請を行ってください。

（5）返礼品の追加登録

初回の返礼品登録後、新たに返礼品を追加する場合は、事務局の案内に従い専用の申請フォームから返礼品の登録申請を行ってください。

6 個人情報の保護等

返礼事業者は、この事業による業務に伴う個人情報の取扱いについては、「個人情報取扱業務特記事項（別添）」を遵守しなければなりません。

（注）寄附者の個人情報は、返礼品の送付以外の目的に使用することはできません。ただし、パンフレットの同封により、寄附者から返礼事業者、物品生産者等への他の商品の申込み等で入手された個人情報は、別添の対象外です。

7 留意事項

（1）返礼品の提供に当たっては、安定的な供給及び品質の管理を行うとともに、寄附者からの問合せに対応するものとします。

（2）天災等の理由により、返礼品の利用ができない又は物品を提供できない場合などは、返礼事業者の責任において、代替の返礼品の提供などの対応をするものとします。

（3）返礼事業者又は返礼品が「2 返礼事業者の要件」、「3 対象となる返礼品」の要件を満たさなくなった場合や、食品表示法等の各種関係法令に違反した場合や県もしくは寄附者に損害を及ぼす行為があったとき、または重大な損害を及ぼすおそれがあるとき等、返礼事業者及び返礼品として相応しくないと県が判断した場合は、返礼品提供事業者に予告することなく返礼事業者又は返礼品の登録を取り消すことがあります。

また、登録を取り消したときは、「神奈川県寄附金返礼事業者又は返礼品登録取消通知書（様式5）」により通知します。

（4）返礼品に関する苦情や事故、トラブルがあった場合は、返礼事業者は、適正に処理をするとともに、経過及び対応について速やかに事務局へ報告してください。

（5）故意又は過失により食品表示法等の各種関係法令の違反や、返礼品の品質・流通及び販売等において事故等の問題が生じた場合、返礼事業者は、それにより発生した損害を賠償しなければなりません。

（6）ギフトセット返礼品が食料品、飲料品の場合、県等が地場産品基準や食品表示法等に関する産地名の適正な表示が行われていないことが疑われる場合は報告を求め、実地調査を含めた調査を行うことがあります。返礼事

業者及び物品生産者等はこの調査に協力し、真摯に対応しなければなりません。

(7) ふるさと納税返礼品等の広告宣伝において、次に掲げる取組はできません。

ア 新聞やテレビ、インターネット等の各種広告媒体に返礼品等を強調して掲載しているような場合や、返礼品等の情報が大部分を占めるパンフレットを作成し、不特定多数の者にこれを配布すること。

※ ふるさと納税の用途等を紹介して県への支援を呼び掛ける目的や、移住・定住を促す目的、あるいはシティプロモーション等の目的で、付随的に返礼品等の情報を掲載する等、県が認めるものはこの限りではありません。

イ 寄附者による適切な寄附先の選択を阻害するような表現を用いた広告及び返礼品ページを作成すること。

※ 「適切な寄附先の選択を阻害するような表現」とは、「お得」、「コスパ最強」、「おまけ付き」、「セール」、「還元」などキャンペーンのような形態で、通常と比較して「必要寄附金額の引き下げ」や「個数の増量」を行う旨を併記することも当該表現に該当します。

(8) その他、この要領に定めのない事項及びこの要領に関して疑義が生じたときには、都度、県と返礼事業者で協議を行うこととします。

8 申請・問合せ先

〒231-8588 神奈川県横浜市中区日本大通 1

神奈川県文化スポーツ観光局観光課

国内プロモーショングループ

電話：045-210-5767

附 則

この要領は、平成29年5月8日から施行します。

附 則

この要領は、平成29年10月27日から施行します。

附 則

この要領は、平成30年4月17日から施行します。

附 則

この要領は、平成31年3月12日から施行します。

附 則

この要領は、令和2年2月14日から施行します。

附 則

この要領は、令和2年11月2日から施行します。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行します。

附 則

この要領は、令和3年8月26日から施行します。

附 則

この要領は、令和4年2月17日から施行します。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行します。

附 則

この要領は、令和6年10月1日から施行します。